

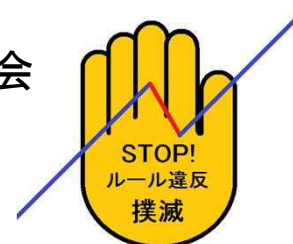
ルールに関してのお願い事項

Part1: 構内入場車両への会社名表示



【トヨタ九州構内作業ルール】

トヨタ自動車九州安全衛生協力会
教育分科会
2017年10月



※ルール

「構内乗り入れ車両には、元請・元方および
自社名を表示する(社外車乗入証でも可)

レンタカー含む

協力会会員会社の場合は自社名でもよい

※このルールがある主な理由

- ・事故や災害など発生時に緊急車両通路確保などで車両移動の必要性が出た場合に、速やかに連絡が取れる状態であること
- ・駐車車両からの油漏れなどが発見された場合に、緊急に連絡が必要なため

※対象となる「車両」とは

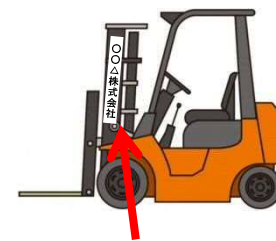
- ・構内乗り入れ車両(バン・トラックなど)全て (レンタカー含む)
- ・構内乗り入れ重機(高所作業車・フォークリフト・移動式クレーンなど)

※ルール違反内容

「点検チェックリスト」22項-5 Cランク(注意1点) となります

推薦表示方法

① 会社名を車両に直接表示(元請・元方)



② 会社名をマグネットシートなどで貼付け

③ ダッシュボード付近に掲示 (推薦様式参照)



推薦様式①

車両に会社名表示が無い車両向け(レンタカーなど)



元請会社名 : ○○△◎◎会社

自社名 : △◎◎○○○会社

(電話番号 : 0xx-xxx-xxxx)

※車両内の見えやすい位置(ダッシュボード上面など)へ掲示

推薦様式②

車両に自社名表示はあるが会員(元請け)会社ではない車両



元請会社名：〇〇△◎◎会社

※車両内の見えやすい位置(ダッシュボード上面など)へ掲示

推薦様式③

車両に会社名表示が無い車両向け(レンタカーなど)で、下請け業者向け

6/7

元請会社名：〇〇△◎◎会社

自社名：△◎◎〇〇会社

(電話番号：0xx-xxx-xxxx)

乗入れ順守事項(以下の項目を遵守し乗り入れの事)

- ①構内の標識、表示、制限速度など全て道路交通法に従います。
- ②駐車禁止はしません。
(消火栓・防火水槽付近、駐車禁止エリア、シャッター前、屋内 など)
- ③駐車時はキーを抜き、トラックの場合は輪止めをします。
- ④屋内走行時は前照灯を点灯します。
- ⑤バック走行時は誘導員を配置します。
- ⑥シャッター通過時は手動で開閉し、誘導員を配置します。
- ⑦人員輸送を目的とした乗り入れは行いません。

※車両内の見えやすい位置(ダッシュボード上面など)へ掲示

10月は

- ・車両油漏れ点検実施
- ・車両への会社名表示の強化月間です。

※元請け会社さんは全下請け会社さんへ徹底をお願いします。



ルールを守って安全作業

ご安全に！

